

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の改正に伴う外部委託承認申請 手続きについて（1.（2）に係る「みなし設置者」について）

「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」1.（2）「みなし設置者」に係る手続き等についてまとめましたのでお知らせします。

近年、ビルの運営を専門の会社に委託するなど、ビルの所有者と運営が分離されているケースや、公共施設において、施設の運営を民間企業に委託するケースなど（これら民間企業等を以下「指定管理者等」という）が増えており、必ずしも自家用電気工作物の設置者だけが自家用電気工作物の維持・管理の主体ではない状況が発生しております。こういった状況を踏まえ、新たに「みなし設置者」という定義が設けられ、この者が電気主任技術者の選任を行うことを認めることとなりました。「みなし設置者」と本来の「設置者」は電気事業法等の権限、義務、責任の範囲が異なっており、混乱を招くことなく制度のスムーズな浸透を図るため、以下の点にご留意いただくとともに、手続き等についてご配慮いただきますようお願いいたします。

1. 「みなし設置者」の判断

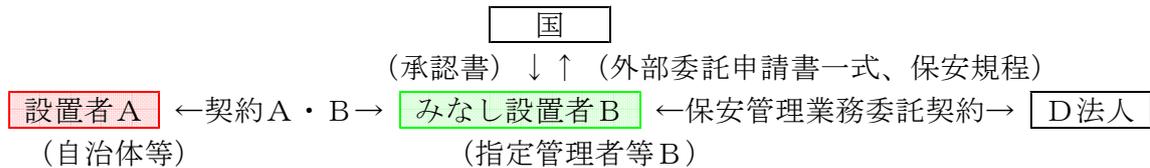
「みなし設置者」の定義は「当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合」とされています。指定管理者等の電気保安に関する業務区分は、「設置者」が策定する保安規程や「設置者」と指定管理者等の間の契約、協定等により定められますが、その内容は以下の3つのケースが考えられます。

- ①電気事業法に関する全ての権限、義務、責任を果たす場合。
- ②「当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合」であるが、技術基準維持のための設備の大改修等、「設置者」が判断・実施する部分があるもの。
- ③電気設備の保安の確保にほとんどかわらず「当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合」にないもの。電気事故が予想される状況で電気設備を自らの判断において使用中止できない者などを指す。

上記のそれぞれの指定管理者等は、①は「設置者」、②は「みなし設置者」となりますが、③は「設置者」又は「みなし設置者」になり得ません。

2. 「みなし設置者」に係る外部委託承認申請例

2-1 自家用電気工作物が新たに設置され「みなし設置者」がD法人と保安管理業務委託契約書を締結した場合



〈必要な手続き〉

設置者A：なし

みなし設置者B：外部委託申請書一式、保安規程届出（ただし、策定は設置者Aが行う）

2-2 「みなし設置者」がD法人と保安管理業務委託契約書を締結した場合



〈必要な手続き〉

設置者A：委託契約解除報告（設置者AとD法人のもの）

みなし設置者B：外部委託申請書一式、保安規程変更届出（ただし、策定は設置者Aが行う）

2-3 「みなし設置者」が保安管理業務の委託先をD法人からE個人に変更した場合

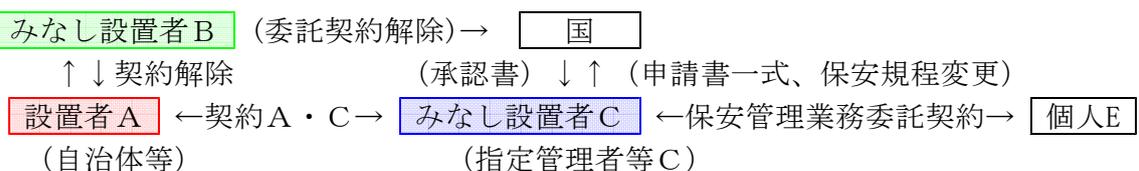


〈必要な手続き〉

設置者A：なし

みなし設置者B：外部委託申請書一式、保安規程変更届出（ただし、策定は設置者Aが行う）、委託契約解除報告（みなし設置者BとD法人とのもの）

2-4 設置者が「みなし設置者」を変更した（B→C）場合



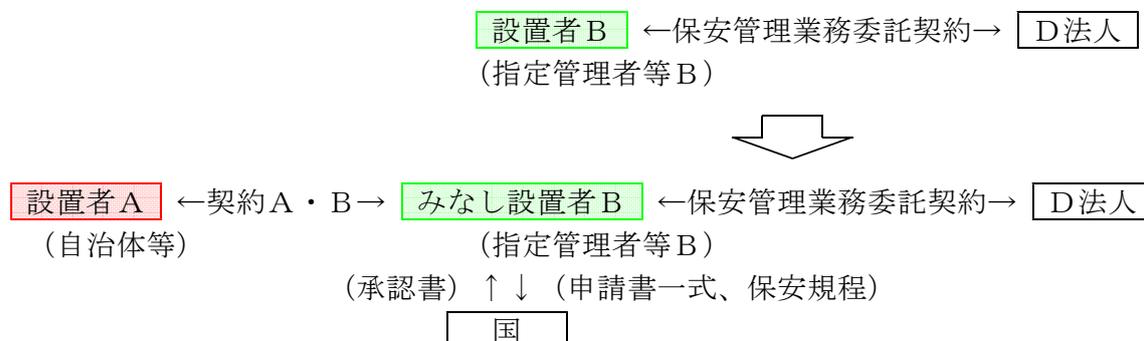
〈必要な手続き〉

設置者A：なし

みなし設置者C：外部委託申請書一式、保安規程変更届出（ただし、策定は設置者Aが行う）

みなし設置者B：委託契約解除報告（みなし設置者Bと個人Eとのもの）

2-5 「設置者」から「みなし設置者」に変更する場合



〈必要な手続き〉

設置者B（指定管理者等B）：廃止報告

みなし設置者B（指定管理者等B）：外部委託申請書一式（旧保安管理業務委託契約は引き続き有効）、保安規程届出（ただし、策定は設置者Aが行う）

※ ただし、「ばい煙発生施設等」がある場合、「ばい煙発生施設等」の設置者は、電気関係報告規則により設置者に移る手続きを行う必要があります。

3. 「みなし設置者」の保安規程・保安管理業務委託契約等に必要な記載事項

【保安規程】

- ・「みなし設置者名」と「設置者名」を並べて記載すること。

（記載例）

設置者：〇〇市

みなし設置者：〇〇〇株式会社

- ・事業場名に「設置者」の名称を追記すること

（記載例）

事業場名：〇〇市 〇〇〇センター

- ・当該保安規程は、「設置者」及び「みなし設置者」の両者にかかるものであることを明確にすること。

（記載例）

第〇条 当事業場の設置者（みなし設置者を含む）及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

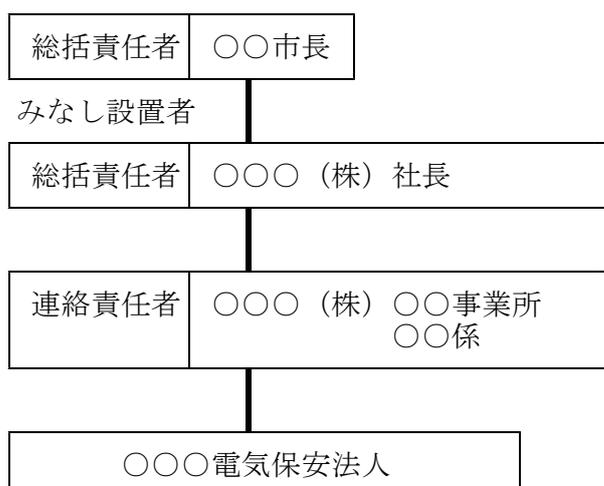
- ・「設置者」と「みなし設置者」の組織上の位置付け及び業務区分を明確にすること。

（記載例）

第〇条 当事業場の保安に関する業務は、業務区分に応じて〇〇市長及び〇〇〇（株）社長が総括管理し、その組織は別図一〇、業務区分は別表一〇のとおりとする。

別図一〇

設置者



別表一〇

保安に関する業務区分

みなし設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に適合するよう維持する（施設の管理に関する協定※1による責任範囲内）※2 ・保安規程の届出 ・電気主任技術者の選任及び外部委託関係 ・報告徴収の対応 ・立入検査の対応 ・事故報告
設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に適合するよう維持する（施設の管理に関する協定※1による「みなし設置者」の責任範囲外）※2 ・保安規程の策定 ・工事計画届出、使用前安全管理検査対応 ・報告徴収の対応 ・立入検査対応 ・事故報告 ・公害防止に関する届出 ・発電所出力変更、廃止の報告 ・上記のほかここに記載されていない電気工作物に係る業務

※1：「設置者」と「みなし設置者」間の協定等。

※2：当課は、保安規程、委託契約、協定等により「設置者」と「みなし設置者」の業務区分を確認することとします。

【保安管理業務委託契約】

- ・事業場名に「設置者」の名称を追記すること。

（記載例）

事業場名：〇〇市 〇〇〇センター

（参考1）

電気事業法等における「みなし設置者」と「設置者」の権限、義務、責任の基本的な区分は、以下のとおりとしている。

<みなし設置者の権限、義務、責任>

法第39条第1項の維持義務（みなし設置者の責任範囲内）

法第42条の保安規程の届出

法第43条の電気主任技術者の選任（外部委託及び外部選任を含む。）
 法第43条のダム水路主任技術者の選任（外部委託及び外部選任を含まない。）
 法第43条のボイラータービン主任技術者の選任（外部選任を含まない。）
 法第106条の報告徴収
 法第107条の立入検査
 報告規則第3条（事故報告）（設置者又はみなし設置者）

<設置者の権限、義務、責任>

法第39条第1項の維持義務（みなし設置者の責任範囲外）
 法第42条の保安規程の策定（みなし設置者の職務を規定）
 法第43条の電気主任技術者及びダム水路主任技術者の選任（外部委託及び外部選任を含む。）
 法第43条のボイラータービン主任技術者の選任（外部選任を含む。）
 法第48条工事計画届出
 法第51条使用前安全管理検査及び法第55条定期安全管理検査の実施等
 法第53条使用開始届出（公害防止に関するもの）
 法第106条報告徴収
 法第107条立入検査
 報告規則第2条（定期報告）
 報告規則第3条（事故報告）（設置者又はみなし設置者）
 報告規則第4条（公害防止に関する届出）
 第5条（発電所出力変更等の報告）の報告
 大気汚染防止法等の公害防止関係法令

（参考2）

「設置者（甲）」と「みなし設置者（乙）」間の協定の例

第〇〇条に規定する業務区分は次のとおりとする。

区分	甲	乙	
施設の維持管理（建物等）		◎	
施設の保守点検		◎	
事故・火災等による施設の損傷（事案毎に判断）	○	◎	第一次責任者は乙
施設利用者の被災に対する責任（事案毎に判断）	○	◎	第一次責任者は乙
施設の大規模修繕	◎	○	
施設の小規模修繕	○	◎	※1
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			

※1：小規模修繕とは50万円未満の修繕で、・・・・・・・・